

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社タムラ製作所		コード	6768
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/11	
独立役員届出書の提出理由	記載内容に変更が生じたため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	今村 昌志	社外取締役	○										△				訂正・変更 有
2	窪田 明	社外取締役	○										△				訂正・変更 有
3	波村 晴子	社外取締役	○										△				訂正・変更 有
4	豊田 明子	社外取締役	○													○	訂正・変更 有
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	今村昌志氏は、2018年6月までソニー㈱（現ソニーグループ(株)）の執行役EVPでした。 当社と同社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度における取引額は、当社グループまたは同社のいずれにおいても連結売上高の2%未満であり、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。 また同氏は、2019年6月まで㈱センショーホールディングスの常務取締役でしたが、当社と同社との間には営業取引がありません。	今村昌志氏は、日本を代表する大手グローバル電機メーカーや外食産業において要職を歴任し、製造、物流、調達、品質など幅広い事業経験と企業経営に関する知見を有しています。 2023年より当社の監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務め、取締役会および監査等委員会において、経営戦略立案、技術開発、モノづくり、品質、成長施策など、事業展開や経営管理プロセスを含む広範な事項に関して積極的な発言・提言を行っています。指名・報酬諮問委員会においては企業経営経験を活かして、取締役・執行役員の選定や報酬の決定に貢献しました。常勤監査等委員として執行役員会等の重要会議に陪席し、当社事業や人員に理解を深めることで、当社グループの成長や体質強化を目指した戦略立案およびその実行を通じた企業文化の変革や中長期的な企業価値創出の実現に資する重要な貢献をしています。 当社の「独立役員独立性基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
2	窪田明氏は、2017年3月までオリンパス㈱の常務執行役員でした。 当社と同社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度における取引額は、当社グループまたは同社のいずれにおいても連結売上高の2%未満であり、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	窪田明氏は、行政機関や大手グローバル企業の経営における経験と高い見識を有しています。 2018年から当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務め、2023年以降は監査等委員である取締役、筆頭独立社外取締役、および指名・報酬諮問委員長を務めています。取締役会および監査等委員会においては、グローバル事業戦略立案、リスク管理、品質改善、技術開発等の事項について、積極的な発言・提言を行っています。また、指名・報酬諮問委員長として取締役・執行役員の選定や報酬の決定に主導的役割を果たしました。さらに、筆頭独立社外取締役として、業務執行取締役との連携強化を図るとともに、独立した立場から取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化に尽力しています。これらの活動により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値創出の実現に貢献しています。 当社の「独立役員独立性基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
3	波村晴子氏は、弁護士として、当社取締役就任（2018年6月）以前に当社に対して法律面の助言をしていましたが、就任以後は当社から役員報酬以外の報酬を受けていません。	波村晴子氏は、弁護士としての高度な専門知識と社外役員としての幅広い経験を有しています。 2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務め、2023年以降は監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務めています。独立社外取締役として通報窓口も担当するとともに、取締役会および監査等委員会においては、リスク管理、コンプライアンス、ダイバーシティなど、コーポレートガバナンスの根幹に関する事項を中心に積極的な発言・提言を行い、取締役会のモニタリングボードへの転換および監督と執行の分離を推進しました。指名・報酬諮問委員会においては、法律の専門家としての立場から取締役・執行役員の選定や報酬の決定に貢献しました。これらの活動を通して、当社の迅速な経営と健全で持続的な成長の実現に資する有益な貢献をしています。 当社の「独立役員独立性基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
4	豊田明子氏は、PwCアドバイザリー合同会社に所属しています。 同社は過去3事業年度において当社から報酬を得ていません。	豊田明子氏は、長年にわたリクロスボーダーおよび国内M&Aのフィナンシャルアドバイザー業務に従事し、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計、税務および法務に関する幅広い知見を有しています。 2023年より当社の監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務め、取締役会および監査等委員会において、幅広い知見を活かし、当社の経営計画、投資計画や事業成長施策について、財務的な検討、判断基準やプロセスの改善に関する積極的な発言・提言を行っています。特にグローバルな成長施策を支えるM&Aの検討や事業展開に貴重な助言・支援をしています。指名・報酬諮問委員会においては戦略やリスク管理の観点から取締役・執行役員の選定や報酬の決定に貢献しています。これらの活動を通して、当社グループの中長期的な企業価値創出に資する有益な貢献をしています。 当社の「独立役員独立性基準」に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。